

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)…六
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…八
- 排水設備工事責任技術者資格試験の実施……………(下水道局)…九

告示

●東京都告示第九十九号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年七月六日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

銀座六丁目10地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月十二日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区銀座六丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区銀座六丁目十二番一号

五 変更の内容

事務所所在地を中央区銀座六丁目十番一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十九年七月六日

●東京都告示第千百号

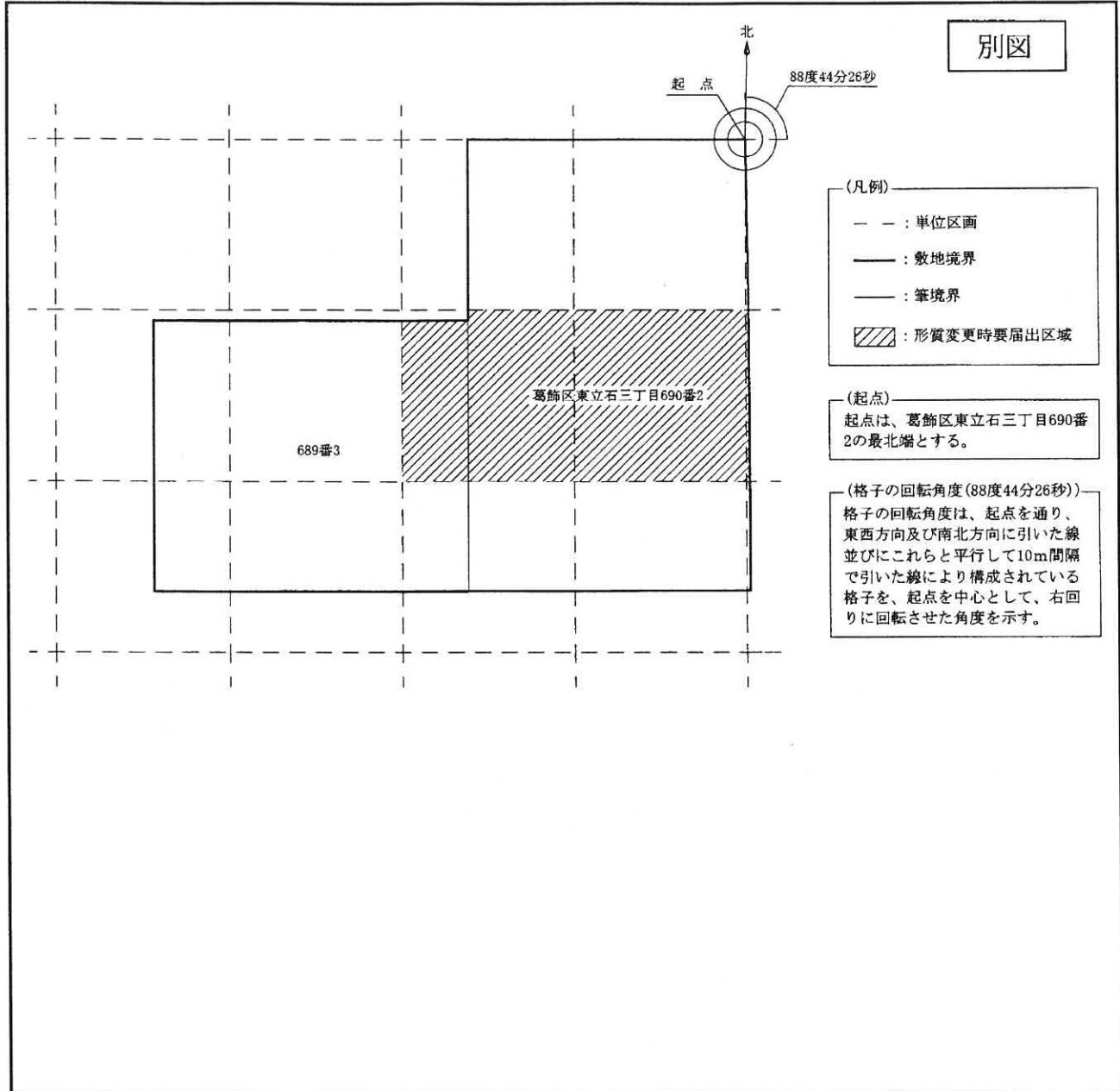
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七條の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

東京都知事 小池 百合子

変更前 変更後 変更年月日

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 建築構造センター	構造計算適合性判定業務を行う事務所	新宿区新宿一丁目八番一丁目八番	新宿区新宿一丁目八番一丁目八番	平成二十九年六月二十二日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目十八番二十八号	一号大橋御苑ビル六階	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十八番二十八号	一号大橋御苑ビル六階	
カメイ仙台グリーンシティ三階		宮城県仙台市青葉区本町二丁目十八番二十八号	カメイ仙台グリーンシティ三階	
福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三三三		福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三三三	福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三三三	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三		埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三	
さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三		さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三	さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三	
千葉県船橋市葛飾町二丁目四二番地三九		千葉県船橋市葛飾町二丁目四二番地三九	千葉県船橋市葛飾町二丁目四二番地三九	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号		神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号	神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号	
総務省 総務省 総務省 総務省		総務省 総務省 総務省 総務省	総務省 総務省 総務省 総務省	



別図

(凡例)

- - : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、葛飾区東立石三丁目690番2の最北端とする。

(格子の回転角度(88度44分26秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三号

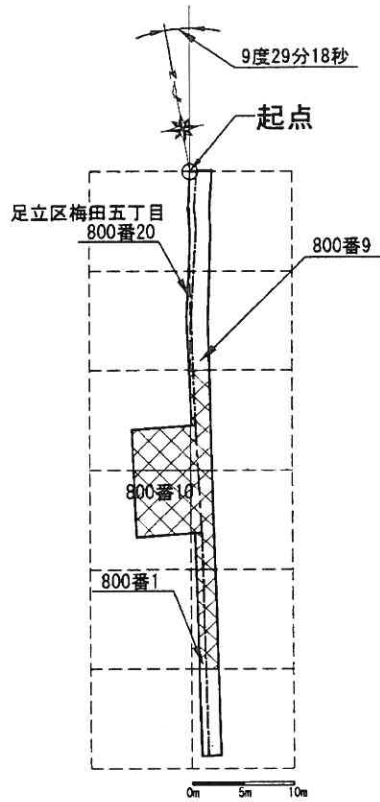
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅田五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

<p>⊗ 形質変更時要届出区域</p> <p>--- 単位区画</p> <p>--- 筆境界</p> <p>— 調査対象地</p>	<p>起 点</p> <p>起点は、足立区梅田五丁目800番20の最北端とする。</p>
---	--

【格子の回転角度(9度29分18秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千六百八十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去